

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	Siripan Nogsuan Sawasdee
論文題目	Politics of Electoral Reform in Thailand (タイにおける選挙制度改革の政治)		
(論文内容の要旨) <p data-bbox="164 517 1428 667">本論文は、東南アジアのタイで1997年以後繰り返されてきた選挙制度改革の過程を叙述し、改革担当者の狙いを分析し、改革の結果と限界を評価することによって、度重なる選挙制度改革が民主化にどのような影響を与えてきたのかを解明することを目的としている。</p> <p data-bbox="164 674 1428 943">第1章は、選挙制度改革の見取り図を描き、先行研究を紹介して論点を整理する。1997年の改革は、2001年以後に実践に移されると、政治を一変させた。不安定な連立政権に代わって、タックシン派による安定した政権が登場した。それへの反発ゆえに、デモ集会、司法機関、軍隊によって政権交代を目指そうとする勢力が2006年に顕在化した。タックシン派と民主党、赤シャツのデモ隊と黄シャツのデモ隊という国民を巻き込んだ対立軸が鮮明になって固定化し、反タックシン派は政権を握ると2007年、2011年、そして2015年に、タックシン派の勝利を抑制しようとして、選挙制度改革を試みた。</p> <p data-bbox="164 949 1428 1256">第2章は、1997年の選挙制度改革の歴史的な背景を叙述する。タイでは1932年の立憲革命以後、軍隊が政治の中心となり、クーデタと憲法改正が繰り返されてきた。1932年から1996年にかけての時期には15の憲法と19回の総選挙があった。憲法は、クーデタや政変で権力を握った勢力が起草するものであり、国民や民選議員が関与することは稀であった。選挙は、選挙以外の方法で権力を握った勢力が権力の温存を図る手段の1つとなっていた。政権担当者が総選挙で決まるというルールが定着し始めるのは1990年代のことである。民主化に伴って、不安定な政権、指導力の乏しい首相、政治腐敗の横行といった問題が目立つようになった。</p> <p data-bbox="164 1263 1428 1487">第3章は、1997年に憲法改正を通じて実施された選挙制度改革について検討する。それは起草に国民が参加した初めての憲法であった。改革の目玉は選挙制度であり、中選挙区制から比例代表制と小選挙区制の並立制に変更された。上院が史上初めて民選になった点も重要であった。改革は安定した政権の樹立、票売買の阻止、政党の強化、軍政に代わる民主的な政権の定着などを狙っていた。改革は効果が絶大であり、不安定な連立政権から安定した一党優位制へと政治を変えた。</p> <p data-bbox="164 1494 1428 1644">第4章は、2007年憲法による選挙制度改革を扱う。改革の狙いは1997年改革の効果を帳消しにすることにあった。選挙制度を中選挙区制と比例代表制の並立制に変更した。比例区は全国区から地域ブロックに変更したほか、議席獲得に必要な最低限の得票率(閾値)を削除した。多党制と政権不安定化が狙いであった。</p> <p data-bbox="164 1650 1428 1874">第5章は、2011年の選挙制度改革について叙述する。中選挙区制から小選挙区制に、比例代表を地域ブロックから全国区に戻す一方、選挙区の定員を減らし比例区の定員を増やすものであった。これは反タックシン派政権が獲得議席の増加を狙った改革であった。この章では、政党政治家への監視を意図して1997年憲法で導入された独立監査機関の役割についても、憲法裁判所の2013年から14年にかけての一連の判決を中心として、述べている。</p> <p data-bbox="164 1881 1428 2031">第6章は、著者自身が2007年の国民投票と総選挙ならびに2011年の総選挙について実施した調査結果のデータに基づいて、3つの点について考察や検証を行っている。第1は、選挙制度改革の結果、政党、選挙運動、有権者はどう変化したのか。第2は、農村部では票の売買が横行しているという捉え方が正しいのか。第3に、主要政党はどの社会階層か</p>			

ら支持を得ているのか。

第7章では、選挙制度改革の回顧と展望を行う。選挙制度改革は意図した結果の実現に必ずしもつながらず、次の改革が新たに試みられてきた。一方では、有権者は1997年の選挙制度改革に伴って始まったマニフェスト選挙を通じて選挙への拘りを強めてきた。他方で、総選挙無効判決や軍事クーデタで何度も選挙結果が無視され、新たな改革への扉が開かれた。このため、多くの有権者は参政権が軽視されることに反発し、代議制民主主義への拘りを一段と強めた。選挙制度改革とその前段の選挙軽視はこのように直接および逆説的に民主化に寄与してきたと結んでいる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、タイにおいて1997年、2007年、2011年の3度にわたって実施された選挙制度改革を比較検討している。選挙管理委員会などが公表するデータだけではなく、申請者自身が実施したサーヴェイの結果も踏まえて、選挙制度をめぐる政治を実証的包括的に分析している。タイ研究では、選挙に関する実証研究が乏しく、本論文はその空白部分を埋めている。本論文は、以下の点でタイ地域研究への貢献を高く評価しうる。

第1は、選挙制度改革の狙い・過程・内容・効果の詳細な比較分析である。選挙制度は、中選挙区→小選挙区+比例区(全国区)の並立制→中選挙区+比例区(地域ブロック制)の並立制→小選挙区+比例区(全国区)の並立制と移り変わってきた。2015年に進行中の改革では、本論文が提示する獲得議席率と得票率の乖離を縮小しうる選挙制度を採用して第一党の議席数を抑制することが目指されている。一連の改革は必ずしも狙い通りの結果につながらず、次の改革の誘因になってきた。こうした改革の全体像を体系的に把握した先行研究は存在しない。タイの選挙に関する研究で、本論文は屹立した成果であり、今後の研究にとって必読の文献となることが確実視される。

第2に、選挙制度改革が政党制に与えた効果の解明である。本論文は、最大の効果が多党制からの訣別であったと指摘し、有効政党数(各党の議席率を二乗して合計した値の逆数)という指標を用いて検証している。有効政党数は1997年改革前には6前後であったものが、2001年に半減して3.1、2005年にはさらに減って1.6となった。以後の改革では多党化が目指されたものの、2007年に2.7、2011年に2.6にとどまった。多党制に戻らない理由についても、本論文は実証的なデータに基づいて分析している。2001年総選挙で新しい制度にいち早く対応して魅力的なマニフェストを掲げた政党が政権を担当するようになり、公約の実現に努めた。選挙公約はないに等しく、ましてや実行されることなどなかった1990年代までとはすっかり様変わりした。有権者は候補者本位ではなく政党本位で投票するようになり、政策を左右しうる政党つまり第一党か第二党に投票する傾向を強めた。これが多党制への復帰を阻む理由になっている。

第3に、選挙制度改革が有権者に与えた効果について分析している。本論文は、多数派支配を抑制しようとする改革が繰り返されるほど、それへの反発から、選挙を尊重しようとする意識が強まり、民主化への要求が押しとどめがたく進んでいると主張している。マニフェスト選挙の始まりで、有権者は選挙の価値を実感するようになった。しかし、選挙が国政や国民生活で大きな意味を持つようになると、支持した政権が選挙以外の方法で打倒されたり、民選議員が1年以上も不在になってその不在期に選挙改革が実施されたり、庶民とエリートでは1票の価値が異なると公然と主張する知識人が登場したりした。代議制民主主義へのこうした逆風に直面しても、投票率が上昇を続けているという事実に基づいて、多数派の有権者は選挙への執着をむしろ強めたと論じている。

第4に、タイで選挙政治批判の主たる根拠とされる票売買横行が偏見にすぎないことを実証している。1つには、有権者の意識調査を行い、現金をもらったら投票しなければならないという回答率が、票売買が多いはずの東北地方や北部地方では低く、逆に少ないはずの南部地方や中部地方の方が高いことを明らかにしている。もう1つには、当選者と次点の得票差を調べて、票売買が有効な僅差の選挙区は3分の1にすぎないことを明らかにしている。

最後に、本論文が、15年間に大規模な選挙制度改革が3度も実施された稀有な事例を取り上げて、制度とアクターの相互作用を実証的に分析しており、政治学で主要なアプローチの1つになっている新制度論へ有意義な素材を提供していることも評価できる。

よって、本論文は博士(地域研究)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成27年1月15日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と

認めた。